

受付票について(お知らせ)

一般競争入札に参加する際に、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」)を窓口提出していただいておりますが、その控えとしての「受付票」を公告に添付いたしません(平成19年1月より)。

つきましては、「申請書」の提出の際に併せて「受付票」を提出してください。受付印を押印して返却いたします。

1. 注意事項

「受付票」は「申請書」(添付書類を含む)を受け付けしたことを確認するための書類です。「申請書」に併せて提出してください。

「申請書」を受け付けた後、受付票に受付印を押印して返却します。なお、この受付票は、**申請に係る工事の参加資格を決定するものではありません。**

参加資格決定までに申請者が申請を取り下げの場合は、受付票を返却してください。入札が終了するまでは、この受付票を保管しておいてください(再発行はしません)。

「申請書」コピー等をお持ちいただいた場合、そちらにも受付印を押印いたします。

「申請書」提出の際、「受付票」をお持ちいただかなかった場合、こちらで発行はいたしません。

2. 運用開始

平成19年1月より公告する一般競争入札から添付します。

注意

本件「お知らせ」については、平成21年2月入札公告から実施する事後審査型条件付一般競争入札には適用されません。